

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 省略 (給料) 第2条 管理者の給料月額は、 <u>800,000円</u> とする。 以下省略	第1条 省略 (給料) 第2条 管理者の給料月額は、 <u>756,000円</u> とする。 以下省略